

起因物、事故の型：食品加工用機械 - 切れ・こすれの死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種小 コード	労働 者規 模
1	12～ 13	工場内スライス室において、スライサーの洗浄作業をしている際に、スライサーの刃に不用意に動かした右手人指し指が触れてしまい、指先を3mm程度切断してしまった（4針縫合）。機械は停止している状態で行ったが、手袋はあるものの着用していなかった。	28	10102	100 ～ 299
1	12～ 13	精肉作業場にて、スライサーを使って肉をカットしている時、スライサーに肉片が詰まったので左手で取り除いていた所、起動させるレバーはOFFになっていたが、安全装置（主電源）はOFFにしていなかったため、腹がレバーに当たりONになったため刃が動き、左手薬指先を負傷する。	24	80209	—
1	19～ 20	当社工場内に於いて、焼きそばの蒸し器の縁を洗浄作業中、誤って機械を停止しないで作業した為、左手中指が歯車に挟まれ被災した。	59	10109	30～ 49
1	18～ 19	構内バックヤードにて、組立て作業を行っている際に、滑って刃を落としそうになって、慌てて受け取り機械に取り受けようとした所、機械と刃の間に左手の小指を挟み、爪と指に刃が当たり出血してしまった。	20	80209	100 ～ 299
1	9～ 10	給食室の電動型フードスライサーでキャベツを切っている時、フードスライサーの先端にキャベツが詰まってしまい、詰まったキャベツを取り除く為のレバー（一度破損した為、業者により修理してあった）を上げようとし、破損させてしまい、右手で押し込んだ際に中指先端を回転している刃で負傷した。	50	130201	30～ 49
1	16～ 17	事業場所パン屋で食パンをスライスしている時、スライサーという機械を使用中、パンの耳を取ろうとして、スライサーを止めないで、機械の	17	80209	1～9

		中に指を入れて負傷した。			
1	11~ 12	自動スライサーで手順通りにパンをスライスしていたところ、最後の1枚をスライスする際に、パンに手を添えた為、刃物が指に当たって負傷した。本来は、最後の1枚まで自動スライスした後、重りがセンサーに当たって停止する機械で安全である。また、安全ガード内には絶対に手指を入れてはいけないものであるが、パンのやわらかさを考え、手を添えた方がまっすぐにきれいにスライスできると思い、安全ガード内に手を添えてしまったために負傷したと思われる。	41	10104	10~ 29
1	10~ 11	弊社工場内包装室天ぷら2号ラインピロー包装機にて、包装紙切替作業中にカッター部分に指を挟まれ、右手中指先端を切断した。	23	10102	50~ 99
1	8~9	加工場内第二加工室にて、ミンチ製造機械の試運転中、作業中に肉押さえのカバーが外れ、肉を切る刃とコンベアーの間に挟まった為、左手で刃を持ち上げながら右手でカバーを引きだしたところ、誤って左手を離してしまい刃が下りてきて、左手小指を切創した。	66	10101	100 ~ 299
1	10~ 11	当社工場内にて、牛ハラミをフードスライサーでカットして機械出口で肉を受けていたところ、出口に肉が詰まり、掻き出そうと手を機械の出口に入れた際、中で回転していた刃に当たり負傷した。	43	10101	100 ~ 299
2	15~16	厨房にて大型のスライサーでキャベツの千切りを行っていた時、キャベツがスライサーのコンベア奥で止まったまま進まなくなってしまったため、スライサーを止めずに動いたままの状態です手を押し込んでしまい、中指の先を削ぐように切ってしまった。	59	80209	50~ 99
2	13~14	工場内、肉魚処理室の冷凍肉スライサーにて豚原木のスライス作業中、原木に右手を添えた状態でスライスを行っていたところ、右手が滑って回転刃に接触し、親指付け根、薬指爪先を被災した。	59	10109	500 ~ 999
2	9~10	店内作業場において食肉用スライサーを洗っている時に刃に触れてしまい、左手人指し指の先を切ってしまった。	37	80209	50~ 99
		工場内製造一課にて冷凍スリ身をブロックカッター機械で裁断していた			

2	8~9	が本来ならスリ身に戻さないが、きちんと切れなかったため押し戻した際、上から降りてくる刃に指が触れ右手人差し指骨折裂傷してしまった。	47	10102	50~ 99
2	9~10	本社工場内において、ワカメカット作業中、フレッシュワカメカット作業からボイルワカメカットに切り替えるため、刃を外し洗浄作業を行う。刃の清掃作業が終了し、次の作業のための刃を取り付ける。刃を取り付けた後、若布の残骸に気づき機械に手を入れ左人差し指を切断する。（安全カバーのセンサーが不具合を起こしていた。）被災者は、刃を取り付けたことを忘れていた。また通常はスイッチを入れた状態で手を入れると、安全カバーが外れた状態では作動はしない。	50	10102	30~ 49
2	10~11	野菜室においてキャベツの芯とり機の清掃中、ゴミを取ろうとして右手を入れたところ、刃に当たり右手小指と中指を怪我してしまった。	60	10109	50~ 99
2	15~16	店内キッチン売場において作業中、展示品の野菜みじん切り器の回転刃が保護ケースから外れているのに気付かず、右手で握ったところ中指に切傷を負ってしまい負傷したものである。	55	80209	10~ 29
2	19~20	畜産作業場で、スライサーの清掃をしようとスライサーに手を近づけた際、チェーングローブを装着せずに作業したため、左手人差し指が刃に触れて第2関節を深く切った。	59	80209	500 ~ 999
2	9~10	給食調理室で、野菜裁断機で人参を切る作業をしている時、機械に人参が詰まって送り込まれないと感じ手で人参を押した。その際、誤って自身の右手中指第一関節付近を切断してしまった。	51	120109	1~9
2	11~12	店舗キッチンにおいてスライサーを使用してキャベツの千切り作業をしていたところ誤ってスライサーの刃で右手小指を切り受傷したものである。	33	140201	30~ 49
2	10~11	製パンデニッシュ課室内で、リバースシーターで生地折り込み後の搔き落としの為、ダスター（布）を持ち横にスライドさせながら刃の清掃をしたところ誤って人差し指を切ってしまった。	44	10104	100 ~ 299

2	18~19	店舗調理室にて、仕込みの為フードカッターで玉葱を微塵切りにしている際、誤ってフードカッターの刃が左手に当たってしまい、左手人差し指を切り、3針縫った。	16	140201	—
2	10~11	野菜カット洗浄室での事故である。野菜をカットするスライサーにネギを入れてカットしている時、スライサーの投入口がネギで詰まったため、手で強く奥に押し込んでいたが、その際誤って指がスライサーの刃の部分に接触してしまい、右手中指先を裂傷したものである。	20	10109	100 ~ 299
2	13~14	工場内にて海苔きざみ作業中機械の刃の部分で、右手薬指に裂傷を負った。	54	80109	1~9
2	11~12	あられ切り作業所において、あられ切り機を可動している時に手を入れてはいけない所に手を入れ指を切断してしまった。	41	10104	1~9
2	10~11	本社4階製麺室にて麺を製造する機械の清掃作業をしていた時、機械を運転させて、機械上部面を清掃し、その次に機械を停止させて機械の下面の清掃を行う手順になっているが、機械を運転させたまま清掃作業を行ってしまい、機械に指を挟んでしまった。	45	140201	10~ 29
2	8~9	製品部でV字スライサーにて、パンをスライス作業中に、パンが投入口途中で詰まった為、パンを流そうと右手で押し込んだところ右手中指がカッターの刃に接触し負傷した。	66	170101	30~ 49
2	17~18	スライサーの刃を清掃中、（切創手袋をせず軍手とゴム手袋を着用）回転刃が左手に接触した。	20	80209	100 ~ 299
2	7~8	当社本社調理場において、キャベツをスライサーに入れて作業中、キャベツの切れが悪かったので、蓋を開けてキャベツを押し込んだ時にスライサーの刃で左手中指を負傷した。	67	80209	30~ 49
2	10~11	加工場内の作業場で、バンドソー機械で魚をカットしている時に、魚が機械の刃の部分に挟まった為、機械を止めて取り除こうとした際に誤って右手の中指を切ってしまった。作業中は厚手の革手袋を着用している	35	10102	50~ 99

		が、手袋をつけたままでは魚片を取り除けなかった為はずしていた。			
3	11~12	工場の牛タンの皮むき場にて牛タンの皮を剥いている際、誤って手が滑り、皮剥機の刃で左手中指を切った。	20	10109	50~ 99
3	11~12	店内の惣菜作業場において、巻き寿司をカットする機械を使用して作業していたところ、急いでいたため、カット台に右手が置いてある状態で誤って左手でカッター刃をおろしてしまい、右手の甲を負傷した。	71	80209	10~ 29
3	8~9	工場内のねぎとろ製造場内において、ねぎとろの製造をするためにサイレントカッターを回転させていたところ、誤って右手が接触し負傷した。	62	10102	10~ 29
3	11~12	キッチン内にあるスライサーで肉を切っていた際、解凍時間が短く硬い状態であり、肉も長く、錘が上から乗せられない状態で切っていたため肉が動いてしまい、あわてて右手で押さえた際に右手親指を削ぎ落とした。	22	140201	10~ 29
3	19~20	精肉作業室でスライサーの清掃作業中、丸刃の中心から外側にカウンタークロスで拭いていた時、刃に鎖手袋をしていない左手薬指が当たってしまった。	20	80209	50~ 99
3	4~5	精肉のスライサーを組み立てる作業中、まだ安全カバーが取り付けられる前にスライサーの刃を回してしまい、そこに指を突っ込んでしまい、小指と薬指を切除してしまった。	26	80209	10~ 29
3	8~9	店内仕込場において、使用後の電動のねぎスライサーを分解し、清掃をしようとしたところ、電動スライサーの回転刃に4つ組み合わさっているユニットのカバーを取り外そうとした時、誤ってスライサーのねぎの投入口に右手を入れてしまい、人差し指を負傷した。	41	140201	10~ 29
3	8~9	作業場で生食スライサーでローストポークをスライス作業中に、肉の押さえバーを下ろし忘れたため、慌ててバーを下ろそうとした。スライサーを止めずにバーを下ろそうとしたため、左手がスライサーの中に入ってしまった。左手小指と薬指がスライサーの刃にふれ切創した。	43	80209	100 ~ 299

3	11~12	厨房にて、野菜の下処理（食べやすい大きさに切る準備作業）として電動スライサー（ある程度人の手で押し、最後は蓋で押し込むような形式）を使用しキャベツをスライス（約幅1cm、長さ5~6cm）していた際、1/4にカットされたキャベツを投入し、ある程度手で押し、キャベツの長さを調節する為（そのままの状態だと長くなる為）、電源を切らずにキャベツの向きを変えようとした時、指先に刃が当たり切ってしまった。	62	130101	100 ~ 299
3	11~12	当社前処理室でヒレ取り機で鮭のヒレを取る作業中、誤って左手の人さし指の爪を切った。	32	10102	50~ 99
3	9~10	食堂厨房内にて、豚汁に使用する大根をいちょう切りにする為、専用の野菜スライサーでカットしていた時、誤って右手親指を回転している刃に当ててしまい、5針縫う怪我を負った。	67	140201	30~ 49
3	11~12	精肉部作業場に於いて、スライサーで豚肉コマ切れを製造中、そのスライサーの下部に溜まっていた肉を取ろうとして、スライサーの刃が完全に止まっているのを確認せずにカバーを開け、回転中の刃に誤って触れ、左中指を切傷した。	65	10109	100 ~ 299
3	6~7	工場盛付室において、寿司成型作業終了後の清掃時、連続巻成型機のS刃を工具を用いて取り外す際に誤って左手を滑らせ、左手親指を切創した。	27	10109	500 ~ 999
3	16~17	当社工場内で掃除している時に、機械（スライサー）に大根が挟まっており、機械を止めて、取り除かないといけなところを機械を止めずに大根を取り除いた為、右中指の先を切った。	35	10103	50~ 99
3	14~15	精米機で精米中に、精米が終了し、機械が停止したと思ってカーボンの刷毛を使って精米した米を移動させる回転式のローラー回りの清掃するため、米ぬか等を取り除こうとしたところ、ローラーが完全に止まっておらず、左手人差し指の先端がローラーにはさまれ切断した。	49	10109	30~ 49
4	14~	キッチン（そばライン）調理台で、ネギをスライスするため、スライサーでネギを切っていたところ、電源を止めずに下にぶら下がった切れ	17	140201	30~

	15	ていないネギを取ろうとして、右手人差し指を7針縫う怪我をした。			49
4	13～ 14	店舗内焙煎場にて珈琲ミルの奥に豆かすが詰まってしまい、右手人差し指をミルの中に入れ豆かすを取り除こうとした際、誤ってミルを作動させてしまい切創した。	34	140201	10～ 29
4	9～ 10	事業場内で商品の切断作業をしている時、誤って切断機に指が触れてしまい、左手小指・薬指を切傷した。	44	10109	10～ 29
4	8～9	惣菜部門において、ローストビーフサラダの盛り付けの準備で、ローストビーフを機械でカット作業中、均一にカットされていないところがあり、手で原料を押したところ、左手小指側面が刃の回転部分に触れて裂傷が生じ、7針縫合した。	61	80209	50～ 99
4	10～ 11	自動包装機の下シーラー付近の汚れを拭き取ろうとして、稼働中の自動包装機に手を入れ裂傷した。	55	10104	100 ～ 299
4	16～ 17	店舗1階工場作業場にてコロツケ型取り機を用いて、コロツケ作成時に形の悪い物が連続に出て来た為、電源を切るのを忘れて手を出してしまい、コロツケ出口のワイヤーに指を挟み込み、左手人差し指の先端部を切断した。	25	140201	30～ 49
4	15～ 16	工場内で海苔を裁断中に刃に左手中指が触れてしまった。	67	80109	10～ 29
4	22～ 23	厨房内作業台上でねぎを切っている時にねぎが目にしみたため、手元を確認せずに専用のスライサー投入口に指を入れ、左手中指及び薬指を切った。	43	140201	1～9
4	14～ 15	ミキサーを洗っている時に水の中に手を入れてしまい、刃があたって切れた。	56	80209	1～9
4	10～ 11	本社工場内にてミキサー掃除をしようと手を入れた所、誤ってミキサーに右手中指が当たってしまい切った。	38	10109	30～ 49
		給食室にて刃が回転する裁断機を使って大根をカットしていた際、手が			

4	9～ 10	滑り、左手の指が刃にあたった。左手で大根を入れ、右手でハンドルの上げ下げの操作を行っていたが、四つ割りにした大根が濡れていたため手が滑り、奥まで手を入れすぎてしまった。	66	80209	1～9
4	10～ 11	肉を切る機械を掃除している時、回転している機械の刃に指が当たって切れた。掃除の為にスイッチを切ったが余韻で動いていた歯に手を出してしまった。	36	80209	1～9
4	17～ 18	当社工場内において、グラインダーを使った冷凍魚の成形加工中に、魚が少し溶けていた事が原因で、手に持っていた魚が横滑りしてしまい、回転している刃物に左手前腕部が接触して負傷した。	22	10102	100 ～ 299
4	15～ 16	洗浄室にて洗浄機を洗っている時に、スポンジを粉碎機の投入口に落とすしてしまい、それを拾おうと投入口に手を入れたところ、まだ回転していたプロペラに当たり、右手指を切ってしまった。	37	10109	30～ 49
4	10～ 11	当社事業所にて醤油造りの為に大豆冷却機で大豆をさまし、そのさめた大豆と小麦とコウジ菌を混ぜながら大豆をつぶす機械に大豆を入れる作業中、投入口に大豆がたまったので、それを手でかき落とそうとした時あやまって左手中指が回転した刃にふれ負傷した。	30	10109	10～ 29
4	13～ 14	当社工場内に於いて、のりをカットする機械で、材料の端切のつまる部分を掃除しようとローラーを拭く際に手に持っていた布が滑り、右手くすり指が機械のミシン目刃にあたり、切傷を負った。	44	10102	10～ 29
4	8～9	当社工場内で、豚骨を電動鋸でカットし、次に鶏肉をカットする作業の際、誤ってゴム手袋の上から鋸刃が左手親指の先方にあたり指先を切断した。	32	10109	10～ 29
4	12～ 13	当事業場内でコロッケ製造中に、成型機で型取りしたコロッケを左手で受ける作業中に、コロッケのタネの切れ端が成型機の棒状の部分に落ちた。その切れ端をとろうとした際に通常は機械を止めて取り除く作業をするが、右手がとっさに出てしまい、回転している成型機と棒状の部分との間に指が巻き込まれ、右手人差し指第一関節部分（2センチ程度）を	56	80209	10～ 29

		切断した。			
5	17～ 18	作業場にて生スライサーの刃を左手で拭いている際、左手が滑って左手の薬指を切ってしまった。	62	170101	300 ～ 499
5	9～ 10	1階食品加工場にて、野菜（人参）をカット用機械を使用してカット作業をしていたところ、左手人差し指と親指が機械内部に入ってしまう、カット用の刃で切創した。	41	10101	10～ 29
5	10～ 11	当社厨房内において、キャベツスライサー機の清掃する際、機械を停止させないまま素手で清掃作業を遂行中、誤って右示指を回転中の刃に当たってしまい、すぐに作業を中断した。「機械停止の上、当該作業を行う」という作業標準を無視した本人の安全意識の低さと、使用者側の安全教育の不足が当該事故の主原因と思われる。今後は全作業者に対し、作業標準を順守させるよう事業主に指導すると共に、当該作業時の保護手袋着用との検討を提案した。	65	140201	1～9
5	15～ 16	飲食店の厨房で食材の肉を切る作業中に、ミートスライサーの刃に思わず手が当たってしまい、手のひらを切った。	42	140201	1～9
5	15～ 16	冷凍魚の加工中、持っていた魚の節が滑り、機械の先丸に右親指を当てて怪我をした。	29	10102	10～ 29
5	15～ 16	工場内にて冷凍魚の加工作業中に先丸の機械で誤って怪我をした。	29	170101	30～ 49
5	8～9	派遣先工場内にて、太巻きカット器のメンテナンス中に電源を切断せず行ったため、手を入れた時に機器が動いてしまい、右手人差し指第一関節を切傷した。	31	170101	50～ 99
5	16～ 17	工場内にて、グラインダーで4ツ割りのマグロを、右手で頭を持ち、左手で尾を持ち、皮を削る作業をしていた。マグロを前後させて削っていたとき、頭の骨がグラインダーの刃に引っ張られ、右手甲を裂創した。	48	10102	30～ 49
	16～	工場内にて、グラインダーで4ツ割りのマグロを、右手で頭を持ち、左手			

5	17	で尾を持ち、皮を削る作業をしていた。マグロを前後させて削っていたとき、頭の骨がグラインダーの刃に引っ張られ、右手甲を裂創した。	48	170101	1～9
5	10～ 11	高速包装機でタルトケーキを包装する時に刃部に手を入れてしまい、右手人差し指と中指の第一関節中央から切断した。	52	10104	10～ 29
5	15～ 16	食パンをスライスしていて、パンがスライサーの刃の奥側にずれたので電源を切り、パンを手前に戻そうとしたところ、刃に右手中指甲側が触れてしまい切傷した。	68	80209	10～ 29
5	10～ 11	きなこ充填室で、充填機を掃除している時、機械が作動中に止まっていると思い手を入れた。急いで手を抜いたが、人差し指が機械に接触して損傷した。	50	10104	10～ 29
5	11～ 12	当工場内のポン菓子製造所において、ポン菓子形成切断機で作業中、切断機の回転刃周辺に付着した菓子くずを取り除こうとして回転を止めずに手を入れてしまい、右手中指を負傷した。	40	10104	10～ 29
5	15～ 16	自社工場で餃子を製造中に、麺ローラーから流れ出る材料の麺が切れたため成形機に麺をセットすることが出来ず、誤って機械の奥に指先を入れてしまい、機械の刃で左手指先を負傷する。	45	10109	50～ 99
5	3～4	作業台上で使用するパンスライサー(丸刃回転)で、バゲット(フランスパン)に切り込みを入れる作業中、右手親指を10針縫う切創を負った。本人によると、スライサーの中に手を入れた際に機械に手が当たったとのことだったが、ビデオで検証したところ、機械にパンを入れる時に中に手が入ったのではなく、切り終えたパンを左手でバット(箱)に置こうとした時に右手が不注意な状態になり、中に手が入っている様に見えた。	58	10109	100 ～ 299
5	18～ 19	工場内で製造用機械の洗浄後の組立時にステンレス製のカバーを装着する際に手を滑らせて、カバーの端で左手の親指と人差し指の間を5針縫う切傷を負った。	34	170101	50～ 99
5	13～	調理場にてパンスライサーを使用中、パン押し板を使用し忘れたため、	25	140201	10～

	14	回転している刃に右手中指が当たり負傷した。			29
5	8～9	工場にて、パン生地を成型する一つのラインになっている機械（メーカーライン）でパン生地を薄く伸ばす作業中に、生地の成型時（カット）に不良品に気を取られ、取り除こうとして手を入れてしまい、左手中指、薬指を切断した。	57	10104	30～ 49
5	11～ 12	工場内で製造を行っている際に、そばが切刃に引っ掛かっているのを取り除こうと機械を止めずに指を入れ、切断された。	33	10102	100 ～ 299
6	11～ 12	当社は水産物の卸小売・加工業を営んでいる。当日は会社1階の生処理加工室でサンマ・アジ・イワシ処理機の搬送ベルトにイワシをセットして並べる作業中、並べ間違えたイワシの向きを変えるため、頭と尾を切る丸刃が回転しているBOX内に手を入れてしまい、丸刃に右手中指が触れて切れてしまった。	53	80109	30～ 49
6	21～ 22	店舗内キッチンにて、ハムスライサーを扱っている際、電源が入ったまま清掃を行ったため、スライサーの刃で右手小指を切創した。	18	140201	300 ～ 499
6	9～ 10	給食室内で玉ねぎをみじんぎりにする為、裁断機を使った作業中に、裁断機の手前に付いていた玉ねぎの一片を取ろうとした時、手を滑らせてカッターに触れ、中指爪の1cm×1cm・深さ2mm程度と、薬指の爪がめくれ、挫創した。	50	80209	10～ 29
6	16～ 17	派遣先水産加工会社工場にて、グラインダー作業中に誤って手が滑り、左手の薬指と小指を切傷した。（血合い取り作業中、トンボマグロだったため油が多くて滑った。）	40	10102	10～ 29
6	16～ 17	加工場にてグラインダー作業中、誤って手が滑り、左手の薬指と小指を切傷した。（血合い取り作業中、トンボマグロだったため油が多くて滑った。）	40	170101	50～ 99
	18～	店舗厨房内で、器具の洗浄作業中に、トマトスライサーを洗うよう言わ			30～

6	19	れて、刃先に誤って触れてしまい、右手中指と人差し指の爪の部分を受傷した。	75	140201	49
6	16～ 17	工場内において製麺作業中、自動玉取り機のオペレーターをしていたところ、ラインに付着した埃に気付き、本来であればラインを停止して除去するところを、誤ってラインを停止せずに除去しようとした為、機械の刃に右手中指が触れ負傷したものである。	37	10109	10～ 29
6	3～4	工場製造Bラインにおいて、たまご焼サンドを製造中、丸刃スライサーに詰まったパンを取り除こうとした際、パンの耳を落とす刃に指が触れ切ったものである。	48	10109	300 ～ 499
6	14～ 15	工場内でスライサーにキャベツを投入している時に、スライサーにキャベツが詰まり、手で押し込んだところ、手を奥まで入れすぎてスライサーの刃に手が当たり、指を切ってしまった。	74	10109	100 ～ 299
6	9～ 10	野菜裁断機できゅうりを切った後、上部のベルトに付着していたきゅうりのくずを取り除こうとしていたところ、スイッチが入ったまま上部ベルトに手を置いてしまい、指先が裁断機の中に入ってしまった。	44	120109	30～ 49
6	20～ 21	作業場で、スライサーの清掃をする際、鉄のグローブをしていなかったため、左手親指付け根にスライサーの刃が当たり裂傷を負った。	18	80201	300 ～ 499
6	16～ 17	当社作業所において、冷凍マグロの加工で、当て板を当てて6cmにブックカットしている時に、400S機の刃に指が触れ、事故が起きてしまった。	21	10102	30～ 49
6	20～ 21	作業場でスライサー洗浄中、細部の肉片を取ろうとして、細部の作業は金属手袋着用では出来ないため素手で行ったところ、スライサーの刃で右手親指に裂傷を負った。	18	80201	100 ～ 299
6	16～ 17	本社工場内で、わらびもちの裁断作業中、左手中指がカッター一部分に触れて、第一関節と爪の間を骨まで切断した。	19	10104	30～ 49
6	18～ 19	弊社第一工場内の作業台で、スライサーの清掃作業中に手が滑り、右手薬指第一関節から第二関節部分と、中指第一関節から第二関節部分に、	31	10101	50～ 99

		スライサーの刃が当たり切創した。			
6	9~10	自社加工場内で、外部より裁断（カット）依頼された冷凍鮪を小型帯鋸盤（バンドソー）を使い、約10cm間隔にカットする作業をしていた時に誤って滑ってしまい、右手人差し指を負傷してしまった。発生当時、安全防具のメッシュ手袋を着用していなかった。また、外部のお客様に早く作業するよう急かされて焦ってしまった。	37	10102	50~99
6	13~14	加工場内で、整形機を使い冷凍鯉の削り作業中、誤って整形刃に接触してしまい、右手前腕部を負傷してしまった。安全防具のステンレスメッシュ手袋は着用していた。	35	10102	50~99
7	8~9	作業場内で棚を移動している時に棚が倒れて指を挟んだ。	66	140101	1000~9999
7	18~19	工事において、リチャージ Jewel 撤去段取り作業中、定規鉄板を設置したのち、1.5?の水タンクを吊るために吊具を装着したままクレーンを6m移動した。被災者は、玉掛のために水タンクの位置に移動した。クレーン移動完了後、子フックを下げた時に、吊具が子フックから外れて落下し、被災者の右腕及び右手にぶつかった。	56	80209	10~29
7	9~10	事務所内給食室において、フードカッターで野菜をカットしている際に、不注意でカッターの刃に指が当たり、誤って右手人差し指と中指を切創してしまった。	23	80209	10~29
7	22~23	生食加工室にてハムスライサー加工中に原料（カタロース焼豚）を追加するため機械を止め上から原料を追加している時に手を滑らせてしまい刃の部分に当たり左手親指の付け根を2cm程削いでしまう。	28	10109	300~499
7	11~12	調理場で、合成調理機で人参を千切りにする時に、人参を持ったまま機械に投入してしまい、回転する刃部に右示指が当たってしまった。	41	130101	100~299
		精肉作業場にてスライサーの清掃作業をしていた時に、右手が刃のある			100

7	11~12	方向に滑ってしまい、刃の部分に接触し中指の爪半分と皮膚の部分を削いでしまった。	58	80201	~ 299
7	9~10	工場においてフードスライサーを使用してキャベツのスライスを行い、次にタマネギのスライスをするために刃物の交換を行う際、ナットがなかなか緩まず、力を入れて試した際緩んだ瞬間、固定していた内側（刃側）のネジも同時に緩み、その反動で左手がスライサーの刃に接触し受傷した。	64	80109	30~ 49
7	8~9	本社工場の加工場にて、成型機（先丸カッター）によるヒレカット作業中、機械上部に加工原料を置くため、加工原料を両手で持ち身体を機械に近づけた時、カッター一部が前掛けに接触することで巻き込まれてしまい、腹部右側上皮を約10cm×20cm範囲で損傷した。本来は、加工原料を機械上部に置くことは禁止された行為であった。又、本人の前掛けの着用の仕方が、きつくしっかりと前掛けのひもを縛っておらず、前掛けがダブっていたことも原因であった。	19	10102	10~ 29
7	15~16	当該事業所において、漬物をペーストするためにミキサーを使用していた。セットする際に、スイッチがオンで入っていることに気付かず、刃の部分のみを先に台へセットした。刃をセットした瞬間ミキサーが回り始め、刃が右手指に当たり切創。	67	80209	10~ 29
7	13~ 14	厨房内仕込場で手動のスライサーでキャベツの千切りをしている時、誤ってスライサーの刃に指があたり右手小指先端をスライサーで切傷した。	22	140201	10~ 29
7	9~ 10	包装カット室にて、前準備の為、使用器具の確認をしていたところ、保管されていた玉子焼カット機の刃が上を向いていた為、向きを反対にしようとした際、誤って刃の部分を掴んでしまい切ってしまった。	67	10109	50~ 99
7	11~ 12	給茶機の茶葉詰まりを取るため茶葉の出入口部分に指を入れたところ茶葉のローラーが稼働して右手人差し指を切った。	27	140201	10~ 29
		当社のハンバーグを製造している成型機が故障したため、前日他社より同じような成型機を借り受け、当社工場作業場でテストをしようとして投入			

7	15～ 16	口から肉を入れて見たが排出口に肉が詰まり、うまく落ちてこなかった為その肉を取ろうと咄嗟にスイッチを切らずに右手をドラムの中の型に入れてしまい、右手薬指と小指の先端を負傷した。	48	10101	30～ 49
7	18～ 19	畜産作業場にてスライサーの清掃作業中、肉片を取り除いた際に刃が右中指に当たり、負傷した。	16	80201	100～ 299
7	15～ 16	農産加工室にてカボチャ用カッターの片付け作業中に、アルコールスプレーを吹きかけながら刃の部分の拭いていたところ、右手中指が触れてしまい切創した。	49	80209	100～ 299
7	2～3	作業場にて玉ネギのカットをしていたところ、フードカッターで右手小指と薬指を切ってしまった。	62	80209	50～ 99
7	11～ 12	当社営業所デイサービス施設厨房にて昼食調理中、食器等を洗っていた際にブレンダーを洗浄中に誤って、ブレンダーの電源スイッチをONにしてしまい、回転する刃で左人差し指と中指を負傷した。	57	130201	10～ 29
7	13～ 14	揚げもちの生地を切断する機械で、生地を切断加工中、機械の自動ラインの刃に誤って手を触れ、負傷した。	32	10109	1～9
7	13～ 14	会社工場作業所で、小腸切開洗浄機から出てくる牛の小腸を水で洗い、その小腸を袋詰めする作業をしようとしていたとき、機械に小腸が詰まり動かなかった。電源を止め、刃物に気づかずに詰まり物を取り除こうとし、誤って刃物が右手親指の下に当たり、切傷した。	45	10109	10～ 29
7	14～ 15	加工場にて冷凍鯉をグラインダーで整形中、メッシュ手袋着用を怠り、誤って左手親指を回転盤に接触させ、裂傷を負った。	30	170101	300～ 499
7	14～ 15	冷凍鯉をグラインダーで整形中、メッシュ手袋着用を怠り、誤って左手親指を回転盤に接触させ裂傷を負った。一瞬のことで、本人もどうして接触したかは、定かでないとのことである。	30	10102	10～ 29
		店内キッチンにて、肉のスライサーのノブを締めようとしたとき、まだ			

7	13～ 14	完全に停止していなかった刃に誤って触れてしまい、左手示指を切傷し、5針縫合した。	21	140201	30～ 49
7	17～ 18	事業場において、冷凍魚を切断中、誤って右手親指がバンドソーに触れてしまい、指を切ってしまった。	30	10102	10～ 29
7	11～ 12	水産加工食品製造作業場内で、魚の尾切機で作業終了後、機械の上に右手を乗せた状況でよそ見をしていたときに、作業が終了したにもかかわらず、電源をOFFにしていない状態だったので、手元が滑り、右手人差し指が機械の刃の部分に入り、切断（約7～10mm）する災害が発生した。	37	10109	30～ 49
7	16～ 17	厨房の作業台で、調理に使用したハンドミキサーを洗浄しようとして刃を外すときに、手袋をはめたままで作業をした際、手にミキサーにかけた食品が付いており、ハンドミキサーを持っていた手が滑り、その時にハンドミキサーのスイッチに手が触れ、カッターが回り、右手人差し指に触れ切創した（10針縫合）。	66	10109	1～9
7	14～ 15	焼きそばのミキサー作業において、ミキサーの清掃作業を行っていたとき、生地が奥に残っていたため、蓋を閉めて寸動ボタンを押した。そのまま蓋を開けたところ、機械は止まったが惰性で回っているところに手を入れてしまった。	51	170101	100 ～ 299
7	8～9	工場内で若布裁断機を作動させ、若布を1mm幅に裁断する作業中、停止ボタンを使わずに安全カバーを外した。安全カバーが外れたことにより機械が完全にストップするのを待たず、刃がまだ惰性で動いている間に、ローラー周りの裁断くずを取ろうと手を伸ばした際、刃に指が当たり、左手薬指先を傷つけた。	42	80109	1～9
7	16～ 17	工場内において、バンドソーという切断機を用いて鶏の解体作業をしていたとき、誤って右手の人差し指をバンドソーの刃に当ててしまい、負傷した。	69	10101	1～9
9	15～ 16	畜産作業場で、スライサーの清掃のため部品を引き出そうとした際、手が滑り、左側にあった刃に接触して左手中指の爪を切った。	59	80201	500 ～

					999
9	10～ 11	当社工場で乾燥した昆布の両端を専用機で裁断しているときに、誤って左人差し指を負傷した。	22	10102	10～ 29
9	9～ 10	学校給食室で、おかずの具材であるごぼうを、野菜裁断機で切り終え、停止ボタンを押してから、左手で刃の部分にたまった皮を除こうとして、野菜投入口に差し入れたが、刃の回転は完全には停止しておらず、左手人差し指及び中指の爪の部分を負傷した。	59	10101	30～ 49
9	11～ 12	業務用フードスライダーの刃を清掃するため分解作業中、力を入れた際すべって刃物に接触したため、左手小指が切傷となった。	21	10109	30～ 49
9	16～ 17	厨房に於いて、キャベツスライサーを使用中右手が滑り、右手中指が入ってしまい先端部を切傷した。	38	140201	10～ 29
9	9～ 10	上記日時、社命により、工場内1階作業場にて肉を切る機械を操作していたところ、肉を固定するレバーのツメ（刃）から肉を外す際にツメ（刃）に接触し、右手薬指の表皮を約4センチほど切り、負傷したものである。	61	10101	10～ 29
9	9～ 10	裁断機でサラダの野菜を切り終えた後に次の野菜を切るため、野菜くずをきれいにしようと、裁断機を動かしながらでないとならぬとレールの上の野菜くずがきれいにできないため、動かしながら水をかけてきれいにしていた。しかし、大きな野菜くずが裁断機のすき間に入っていたので、水では取れなく、誤って手を入れてしまい、左手の人差し指を切創した。	38	10109	1～9
9	11～ 12	工場内製造ラインにおいて、工場内に設置されている自動充填機（アイスクリームをカップに詰める機械）の洗浄作業中に充填ノズルのゆるみを発見した。ノズル（アイスクリームが出る筒状の物）は、クリームシャッターと言いアイスクリームを高速で開閉しアイスクリームを出したり止めたりする部分に接続されている。ノズルのゆるみを直そうと、誤ってノズルを外してしまったのでクリームシャッターをつなぎ直そうとしたところ指先がシャッターの開閉部分に入ってしまった、指先を切断した。本来このような作業は、絶対に機械を止めてやるべき作業だ	27	10101	10～ 29

		が止めずに行ったことが原因である、左手中指の第一関節の約半分を切断した。			
9	14～ 15	会社惣菜室にて、フードスライサーの洗浄作業後、フードスライサーの接続してあった注水ホースを抜こうとしてホースを左手で引っ張り、勢いあまって停止している刃に左手が当たり負傷した。（刃部を洗浄したため、フードスライサーの刃物ボックスが開放したままとなっていた）	23	10109	50～ 99
9	16～ 17	当社工場内において、千切り機で牛蒡をカットする作業中に誤って左人差し指が機械の刃に触れてしまい負傷した。	27	10109	10～ 29
9	14～ 15	店内キッチンにて、スライサーで肉のカット作業中、電源を落とした後、回転が止まる前に刃に触れてしまい、右手拇指付近を切傷した。	15	140201	30～ 49
9	21～ 22	店舗内の製麺室において作業中、製麺機が除菌中に不注意でカッターの部分に左手を入れてしまい負傷した。	38	140201	1～9
9	7～8	下処理室でフードスライサーの刃を取り替える為にスパナを使用し、二枚刃を取りはずそうとした時にいつもより硬く力をいれているうちに刃に親指があたり負傷した。	29	140209	10～ 29
9	15～ 16	食品工場の製造、下処理現場にて、ベルトコンベアーで野菜の下処理を行っているとき、野菜がベルトコンベアーの刃に詰まった、その野菜を取り除こうとして、電源を切らずにベルトコンベアーに指を入れてしまい、左手中指を切断した。	63	10103	50～ 99
9	10～ 11	野菜をカットする仕込場で機械でキャベツをスライサーに通している時、本来は野菜を押す道具で押しているがキャベツの量が少なくなり、押す板では進まなくなり、手を入れ指を2本切った。	41	170209	300 ～ 499
9	10～ 11	製麺工場内、製麺ラインの製麺作業中にプロペラのついた機械を作動させたまま作業を行った為（練りあがった、そばろ状の物を掻き集める）右手中指・薬指を負傷した。	49	10109	10～ 29
9	8～9	工場内で、こんにやくを裁断する機械の清掃を行っていた際、エアを切り忘れた状態でセンサーに水をかけてしまったため、機械が動き出して	30	10109	10～ 29

		しまい、右手薬指を挟んだものである。			
10	12～ 13	店のパンスライサーの置いている作業場で、フランスパンのスライサーでスライスしていた際、右手でフランスパンを押さえて前方向にスライドさせた時、回転している刃に右手親指先端が接触し、切創した。	34	80209	10～ 29
10	10～ 11	食材をミキサーへかける際、電源を入れたままミキサーの刃の部分を回転器具へ連結したため、刃の部分をロックする際、手で触れた時にミキサーの刃が回転し両親指を負傷してしまった。電源を入れていたのを忘れていた事が主な原因である。	59	80209	10～ 29
10	14～ 15	この事故は当社工場2F冷凍餃子急冷室において、野菜のフードカッターの刃を、スポンジを使用して洗浄していたところ、手が滑り誤って刃に触れてしまい、左手中指を切ってしまった事故。	49	10109	100 ～ 299
10	10～ 11	切り竿の製品包装の開始時に、ピロー包装機を調整しながら、出口側より包装機の中に、手を入れ包装フィルムを引っ張り出そうとしていた。その際、左手人差し指第一関節にカッター部分が触れ負傷した。	51	10109	100 ～ 299
10	11～ 12	切身室の鶏肉ぶつ切り用スライサーで作業をしていた際に、ぶつ切りの残渣を捨てようとスライサー誘導バーの上で動作を行い、誤って刃に接触し、右手親指の一部を欠損した。	67	10101	100 ～ 299
10	11～ 12	バンドライン棒延し機（棒生地製造）で、しん粉（だんご）を成形（延期運転）作業中、しん粉がコンベアのしん粉カッターに引っ掛かった。カバーを開けしん粉を出口側へ押し出そうとした際、インターロックを自ら押下し解除してしまった。これによりカッターが動き出してしまった。右手、手の平親指付け根から数センチの裂傷、及び神経切断。	21	10104	100 ～ 299
10	8～9	当社工場内でフローズンカッターを使用し食肉の粉、砕加工作業中、カッター手前に残った肉片を右手で取り除こうとした際に、誤って回転中の刃に右示指を当ててしまい切創。「カッター周辺に残った材料や異物等を除去する際には、必ず機械を停止してから行う」旨を作業標準として定め、且つ当該関連の安全教育も常々実施していたにもかかわらず、それを無視して作業を行ってしまったことが当該主原因。当時は手	33	10109	100 ～ 299

		袋も着用していたが、無効だった。			
10	14～ 15	解体室にて、丸鶏をバンドソーにて8分割に切る作業をしている時、切った肉片を袋詰用の準備カゴに入れる時、誤って右手小指をバンドソーの刃に引っ掛けてしまい負傷した。安全対策として金網状の手袋をしていたため、幅1cm、厚さ数ミリ程度の負傷ですんだ。	71	10101	50～ 99
10	10～ 11	キッチン内の大根おろし機にて、大根おろしの作業中、大根の破片が機械に詰まってしまい止まってしまった。うっかり電源を切らずに、破片を取り除こうとして機械に手を差し入れてしまい、機械が動き出して指を負傷した。	44	140201	10～ 29
10	21～ 22	店舗厨房にて、軍艦のきゅうりをスライサーで作成している際に、誤って右手人差し指を切ってしまった。	18	140201	50～ 99
10	9～ 10	加熱調理部署内、野菜処理室に於いて、ねぎスライサーの機械を使ってねぎカットの作業中、差込口にねぎの皮がつかえていた為、それを取り除く為に右手を差込口に入れてとろうとした時、誤って中指の先端がスライサーの刃に触れてしまい、指先を切ってしまった。	62	10109	100 ～ 299
10	16～ 17	精肉作業場にてスライサーの掃除を行っている時、安全カバーをせずに刃を拭いていた為、手が脂で滑って刃に触れてしまい、右手中指切創、伸筋腱断裂。	43	80201	100 ～ 299
10	7～8	学校給食センター厨房内で、スライサーでしいたけをスライスしていて、終了後ホースで水をかけて汚れを落としていた。汚れが落ちにくかったので手で表面をこすっていたところ、スライサーの刃で左手の中指薬指の爪を削いでしまった。	48	80209	10～ 29
10	10～ 11	給食室で、刃が回転する裁断機を使って玉ねぎをカットしていた際、手を奥まで入れすぎ、刃が指に当たった。	37	80209	1～9
10	11～ 12	店舗厨房内、スイーツ用ソースをなめらかにするための機械「ブレンダー」を使用しているときに機械の刃部分に異変を感じたため確認しようとしたが、刃の回転が完全に停止しておらず、歯に触れてしまい、切	21	80209	10～ 29

		傷を負った。			
10	9～ 10	調理室で調理中にキャベツを切ろうとし、投入口にコンベア、出口に回転カッターが付いたフードカッターにキャベツを入れようとしたが、コンベア内になかなか入らず、電源が入ったまま、右手で強く押しこんだ。その結果、キャベツと共に勢い余って右手をコンベアの中に入れてしまい、動いていた回転カッターによって中指の先を切断した。	30	120109	30～ 49
10	11～ 12	当社作業所において、小鋸機A-16を使用して冷凍マグロの血合い部分をカットしている際に、出たカスを手で払おうとしてうっかり刃に触れ、左手親指を切った。	27	10102	30～ 49
10	15～ 16	本社3Fの調理室でスライサーを使って食パンの耳を切りおとしているとき、後ろで人の気配を感じて振りむいた。気づいたらスライサーの歯に左手人指し指があたり切れた。	49	10104	30～ 49
10	17～ 18	ハンドソーで肉のカット作業中、肉を押さえていた手が滑り、ハンドソーの刃に左手中指を接触させ負傷した。	20	170101	100 ～ 299
10	17～ 18	ハンドソーで肉のカット作業中、肉を押さえていた手が滑り、ハンドソーの刃に左手中指を接触させ負傷した。	20	10101	100 ～ 299
10	10～ 11	校内給食室で、ゆでキャベツを調理するため、キャベツを裁断機で裁断していた。裁断中に、キャベツがつまり、調整しようと左手を入れたところ、左示指を裁断機の歯で切った。	31	120109	30～ 49
10	9～ 10	クリーンルームでキャベツのスライサーを使って作業をしていたところ、スライサーが止まったので、本来は電源を切るべきところを忘れてしまった。その際、右手をスライサーに入れた時に動いた刃物に右手中指が触れて切創し、4針の縫合治療を受けた。	51	10103	50～ 99
10	10～ 11	調理室で裁断機を使用して人参を切っている時、スイッチを止めて裁断機の中に入っていた切れ端を取り除こうと左手を入れた。刃が完全に止	58	80209	1～9

		まっていなくて中指を切った。			
10	12～ 13	手打ちうどんの厨房にて、うどんカッター（切断機）を使用し、麺の切断作業終了後、機械のスイッチを手で切ったと思い麺の取り出し作業に移ったが、実際には機械は止まっておらず、その際に奥まで指が入り、右手の人差し指の第1関節の先より切断。	45	140201	1～9
11	9～ 10	出向中、長ネギをカットする業務用機械（ミドルネギ-OHC-50）で作業中、無意識の内に右手で安全装置を外し、左手中指を回転する刃の中に入れてしまい、左手中指を負傷してしまった。	49	80209	1～9
11	10～ 11	セール準備の最中、農産作業室でかぼちゃのスライスカットをしている時、商品が滑って左親指の腹から爪をかぼちゃカッターで切った。すぐ病院に行ったが4針縫う怪我であった。専用の手袋を使用しておらず、商品が滑って誤って切ってしまったとの事で、マニュアルの作業を行っていないことから発生した。	30	80209	100 ～ 299
11	17～ 18	3F洋食厨房にて、スライサーを使ってパンを切る作業をしていたところ、誤って右手親指を切ってしまった。	48	140101	100 ～ 299
11	23～ 24	工場で、切り餅の切断工程にて切り餅を切断する機械の洗浄作業中。通常機械内部の洗浄作業をする際は、手を入れず専用のブラシで外部から水で流しながら作業をするところ、無意識に手を入れてしまい刃を押さえた為、手のひらを受傷した。	44	170101	100 ～ 299
11	11～ 12	工場1階のユニフォーム仕上げ場で作業中、畳まれた製品を出荷台車に積み込む際、慌てて、ロットの仕切りに使用する布に乗ってしまい、足を滑らせ転倒した。転倒した時に右足首を捻ってしまった。	49	10103	10～ 29
11	16～ 17	荷受けと事務所の間のスイングドアからカートラックを持って売場方面へ向かう際、スイングドアの反動で転倒し左足を挟んで左足小指側側面を骨折した。	24	10109	1～9
		駐車場内にてトラックの荷台よりパワーゲートを使用してカーゴの搬出			

11	15～ 16	を行っていたところ、勾配のある場所にて作業を行ったためストッパーを外した途端に勢いがついてカーゴが下がって来たため、左足で止めたところ、負傷したものである。	20	10103	1～9
11	23～ 24	生食加工室にて卓上スライサーで加工中に、機械内の肉が動いた為機械を止めないで手を入れた。その時に指が刃に触れ、右手指3本の中程を合わせて6cm程切ってしまう。	61	10109	300 ～ 499
11	9～ 10	被災者は中学校給食室にて、給食調理のためにニンジンを切っていた。野菜カッターを使用し、左手でニンジンをカッターにかけ、右手で次のニンジンを取ろうとした。その際に、左手がカッターの奥まで入り込み、左手第2指、第3指がカッターの刃に巻き込まれて、負傷した。	38	10109	1～9
11	14～ 15	白菜の裁断機にて裁断後の白菜を回収する作業をしていた際、排出口が白菜で山になっていたため、取り除こうとしたところ、機械内部の刃に接触し、右手の3指を切断した。	67	10109	10～ 29
11	10～ 11	本社工場内、包装機の不具合調整中、包装機の製品ガイドの調整を運転中に行い、すぐ下の回転式カッター刃に指先が接触し、損傷を負った。	38	10109	30～ 49
11	15～ 16	お店で、ストック用の食パンを切るため、1本切り終えてスイッチを切り、残っているパンの耳を取ろうとしたところ、まだ完全に止まっていない刃に指が当たり切ってしまった。人差し指は3針、中指は1針縫った。	51	80209	10～ 29
11	10～ 11	厨房作業場で電動ネギカッターでネギカット中、ネギの挿入口に左手第3指を規定よりも奥に入れ過ぎ、中指先端を斜めに約1cm程切断する。	46	130201	30～ 49
11	13～ 14	工場でミキサーのビーターを装着して、クッキーを練っている際手を入れて巻き込まれた。そして中指と薬指の間を深さ1cm位、長さ5cm位切れてしまった。	48	80209	10～ 29
11	10～ 11	厨房にて、患者様の昼食準備の為、刃が自動で回転する野菜調理機にて大根をいちょう切りにカットしていた。短くなると、ストッパーでのカットは型が崩れてしまう為、ストッパーを上げ、手に持ちカットして	46	130101	300 ～

		いた。思った以上に短くなっていた為、左第2指の肉を削ぎ落とす。専門的な治療が必要だった為、整形外科を受診する。			499
11	19~ 20	スライサーを清掃中に、誤って刃を動かしたまま洗ってしまい、手を切った。	47	80209	30~ 49
11	11~ 12	下処理室のフードスライサーで、二枚刃を使い山芋を3×3mmに切っている時にフードスライサーを停止しようと、停止ボタンを押し、まだ完全に二枚刃の回転が停止していない状態で安全カバーを開け山芋を押し出そうと手を入れ回っていた二枚刃に、右手の第2、3指が当たり負傷してしまった。	38	80209	50~ 99
11	8~9	低温加工処理室において、冷凍鰹の血合い取り作業中に、整形機械の先丸型カッターに触れ右手親指第1部位の皮膚が剥離し出血した。当日は、朝から70kgの冷凍鰹の整形、血合い取り作業であったが、雌節焼玉を押し込んで引く際に雌節の内臓跡部分に亀裂が入り、その反動で先丸刃に傷病部位も接触し皮膚が剥離し出血するに至った。	32	10102	30~ 49
12	17~18	被災者は、製品の切り替え作業時に、カッター機内にある生地のカット重量を感知するローラー部分が回転していないことに気づいた。そのため、機械を停止せずにカッター上部のアクリルカバーを開け、左手でローラー部分を押し回らせた。その際、ローラー部分に重量がかかり、カッターが作動し、刃が下りてきて被災した。	19	10104	1000 ~ 9999
12	13~14	作業室でスキナーを使い、右手と左手で豚頭を押さえ、頭の皮ムキをしていた時、誤って右手小指の外側の皮をはいた。	65	10101	50~ 99
12	13~14	店内作業台で、ローストビーフのスライス作業中、肉をおさえて切っていたところ、誤って指を滑らせて、スライサーで右手人差し指を切り受傷した。	35	140201	10~ 29
12	14~15	当社工場内にて、機械で牛テールを切っていた際、誤って左手中指の先を切ってしまった。	30	80109	10~ 29
		製麺室でコンベアから流れてきた生麺を番重に並べる作業中に、麺切り			

12	16~17	出し機から出てくる麺線が片寄ることに気づき、本来は機械を停止してから担当OPが修正するルールであったが、安全カバーを越えて左手を入れて麺線を修正しようとしてしまい、その際に切刃と接触し、右手人差し指に長さ20mm×深さ5mmの裂傷を負ってしまった。	21	10109	300 ～ 499
12	16~17	製麺室でコンベアから流れてきた生麺を番重に並べる作業中に、麺切出し機から出てくる麺線が片寄ることに気づき、安全カバーから手を入れて麺線を修正しようとしたとき切刃に接触し、左示指先に長さ20mm、深さ5mm程の挫創を負った。	21	10109	50～ 99
12	11~12	手打ち風製麺機にて、そば麺帯を自動包丁にて切断中、誤って右親指を切断した。	69	80209	1～9
12	21~22	当社において、バンドソーを使い冷凍本鮪赤身ブロックをサク取りする際に、バンドソーの刃と平行になるべきブロックが傾き、ブロックを押さえていた左示指がバンドソーの刃に当たり受傷した。当初、ステンレスメッシュグローブを使用していたが、商品を箱から取り出す際に外し、うっかりそのまま作業を行ってしまった。今後は、グローブを必ず使用することと、治具等を使用して手指が危険範囲に入らないようにする方法を検討する。	44	80209	30～ 49
12	9~10	食パンのスライス作業後に、スライサーの電源を外し、スライサーの刃の周りを専用の箸で清掃中、誤って右手中指を刃に接触させ、負傷した。	20	80209	30～ 49
12	12~13	店舗内精肉作業場で精肉スライサーを使用中に布巾で刃の汚れを拭こうとした時、スライサーの回転刃に布巾が巻き込まれて、布巾を持っていた右手が刃に触れてしまい、親指の先を深く切ってしまった。	26	80209	10～ 29
12	10~11	精肉加工センター内の豚肉スライス作業場にて、豚肉のスライス作業の準備中、アルコールをスライサーの刃に吹き掛けて刃を回転させたところ、左中指が刃に接触し、指先を切った。調整中であったため、安全手袋を装着していなかった。	21	10109	50～ 99
		精肉作業室でスライサー本体（肉箱）の肉片除去と拭き上げで肉箱と刃			

12	18~19	の間に手を入れた時、肉箱と刃の間隔を開けずに作業したため、引き戻した中指の爪がスライサーの刃に触れ、中指の爪と指の先端の一部を切創した（安全手袋未着用、ゴム手袋着用）。	18	80209	100 ～ 299
12	6~7	工場菓子製造課パイ饅ラインにおいて、被災者が製造準備中、床が滑りやすい状態になっており転倒した。その際に右手を包餡機粉受けカバーについてしまい、右手人差し指と中指の間を切り負傷した。	30	10104	100 ～ 299
12	11~12	会社内にて食肉をスライサーで加工中、動いた肉を押さえようとした際、誤ってスライサーの刃に右手が触れて右手親指を負傷した。	73	80209	1~9
12	17~18	加工場内で、バンドソーを使用して冷凍マグロの加工作業中、誤って手を滑らせ、右手親指がバンドソーの刃に接触し負傷した（メッシュ保護手袋未着用）。	41	10102	30~ 49
12	17~18	派遣先工場加工場内で、バンドソーを使用して冷凍マグロの加工作業中、誤って手を滑らせ、右手親指がバンドソーの刃に接触し負傷した（メッシュ保護手袋未着用）。	41	170101	50~ 99
12	15~16	フードコート厨房内で肉をスライスしているときに、肉を押さえいていた薬指が誤ってスライサーに接触した。スライサーは運転中だったため、指先を斜めに削ぎ、出血が止まらなかったため受診した。	18	140201	50~ 99
12	15~16	作業場でローストビーフスライス機械を洗浄清掃しようと分解していた際、金属の手袋をしなかったために刃の部分が指に触れ、右手人差し指を切った。	45	80209	500 ～ 999
12	11~12	工場野菜裁断室にて胡瓜カット作業中に、毎朝、朝礼にてカット刃による手指等の負傷について注意されていたにもかかわらず、注意を怠り、胡瓜機械カット刃により右手人差し指と中指に切り傷を負った。	58	10109	30~ 49
12	12~13	当該事業所において、野菜裁断機で人参を切っている際に、人参が詰まったので機械を止めて取り除こうとし、手を入れたところ刃が完全に止まっておらず、右手指を切創した。	67	140209	10~ 29
		店舗内インスタアベーカーリー部の作業場にて、食パンをスライサー機械			

12	11~12	を使ってスライスをする作業をしていた際、電源を落とし、スライサーの刃が十分に止まっていない状態で食パンの端の耳部分を取る作業をし、刃が右手人差し指に触れて切ってしまった。	39	80209	100 ～ 299
12	10~11	被災労働者は、当院栄養管理棟厨房にて、フードカッターの清掃を行っていた。清掃時は同機器の蓋を開けた状態にしており、刃が露出した状態となっていた。被災労働者が同機器の電源部分の清掃を行っていたところ、勢いで電源がONとなり、左前腕部近くにあった同機器の刃が回転を始めたことにより、左前腕部を刃によって裂傷した。	32	130101	500 ～ 999
12	7~8	砂肝の皮を剥く機械（ギザードピーラー）で作業を行っていた際、砂肝中央部に残った皮を右手で押さえていたとき、誤って右手第3指が直接ピーラーローラーに触れ、皮膚を欠損した。	62	10101	100 ～ 299
12	9~10	細かく砕くために使用する破砕機で裁断途中に詰まりが発生し、被災者が対応した。その際、機械を停止したときに「触るな」の札をスイッチ上部に貼らずに対応したため、別の箇所では整備を実施していた主任が、被災者がトラブル対応をしていることに気がつかず、破砕機のスイッチを入れてしまったことで発生した。その際、被災者は削るような切り傷を負った。	29	10109	300 ～ 499
12	12~13	併設工場にて製麺作業中、製麺機横にて、製麺機より出てくる麺を麺棒に巻き取り、麺帯を作る作業中、刃物があるのとは反対側をチェックしているときに、刃物側より出来上がる麺の出来具合をチェックしようとした。その際に右手手元を見ておらず、刃物に手を入れてしまい被災した。なお、これまでその様な作業をしたことはない。	63	140201	10～ 29
12	11~12	ベーコンをスライスしていたとき、ベーコンが滑り、自分の中指を切ってしまった。	19	80209	30～ 49

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_08.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html)